

## 保有個人情報等の取扱いに関する特約条項

(善良なる管理者の注意義務)

第1条 乙は、善良な管理者の注意をもって委託業務を行うものとする。

(安全確保の措置)

第2条 乙は、保有個人情報等の漏えい等の防止のため、適切な安全管理等のための措置をとらなければならない。

(秘密保持義務、目的外利用の禁止等の義務)

第3条 乙は、この契約の履行に際し知得した秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

(再委託)

第4条 乙は、委託業務の全部又は一部を第三者（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）に請け負わせる場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(保有個人情報等の利用及び第三者への提供)

第5条 乙は、委託業務に係る保有個人情報等を他の目的で利用してはならない。また、当該情報を第三者へ提供してはならない。

(保有個人情報等の持ち出し)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な場合を除き、乙の事業所から保有個人情報等を持ち出してはならない。

(契約終了時における保有個人情報等の消去及び媒体の返却)

第7条 乙は、この契約の履行が終了した場合は、乙は保有個人情報等を甲に返却または廃棄しなければならない。

(保有個人情報等の利用者)

第8条 乙は、この契約の履行に際し、保有個人情報等を取扱う従業員を明確にするものとする。

(保有個人情報等の複製)

第9条 乙は、保有個人情報等を複製する場合には、あらかじめ、書面により甲の承認を受けなければならない。

(保有個人情報等の管理状況についての検査)

第10条 乙は、従業員に対する監督・教育、契約内容の遵守状況等保有個人情報等の安全管理等につき、定期的に検査を行う。また、甲は、特に必要と認めた場合には、乙に対し、保有個人情報等の安全管理等の状況に関し質問し、資料の提出を求め、又はその職員に乙の工場等の関係場所に立入調査をさせることができる。

(漏えい等の発生時等における報告)

第11条 委託業務に係る保有個人情報等に関する漏えい等が発生し又はそのおそれがある場合には、乙は、速やかに、その内容を甲に報告する。

(損害賠償)

第12条 乙は、法令又はこの契約に違反した場合は、損害賠償の責任を負う。ただし、甲がやむを得ないと認めたときは、この限りではない。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しない場合並びに法令又はこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。